

令和6年度事業計画

(令和6年7月1日から令和7年6月30日まで)

基本方針

近年は我々の日常生活に新型コロナという未知ウイルスが襲い、新しい常識が生まれ、また新しいデジタル技術が多方面で取り入れられて歴史の転換期ともいえる4年間でありました。遡ればWindows95の発売から始まりインターネット環境が普及し、現代では各々が携帯ツールを持ち歩くのが当たり前の大変便利な時代に変化しております。今後AI技術が発展普及し、人間の仕事の半分をデジタル機器に奪われてしまうかと心配される世の中です。そのような時代になっても、我々土地家屋調査士の業務は境界の専門家として活躍し続ける職種であると考えております。

本年度も、震災復興型登記所備付地図作成作業及び従来型の地図作成作業を継続しております。登記所備付地図は、不動産取引やインフラ整備計画などの際には大変重要な資料であり、昨年度より地図XMLデータがインターネット公開されるまでに至っております。令和6年4月より相続登記義務化がスタートしました。法務局においては、所有者不明土地の問題解消に向け積極的に取り組まれております。我が協会も登記行政に係る地図作成を通じて社会的使命を果たしてまいります。

また、公共嘱託事業においても官公署より必要とされる専門家集団として、適正迅速に対応すべく研鑽していかねばなりません。法改正や社会的諸問題については専門家講師を招き公益目的事業のひとつである公開講座を開催し、官公署の皆様と共に新しい情報を得る取り組みも積極的に行ってまいります。

今後も、必要とされる公嘱協会であるために法令遵守のもと社会のニーズに沿った受託業務の適正処理と、社員個々の研鑽に努め、不特定多数の利益の増進に寄与するため、以下の事業に取り組んでまいります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 災害等における復旧・復興に向けた支援

<総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
 - ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他土業との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 登記所備付地図作成作業の円滑な遂行に向けて適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理システムの活用によって工程管理、納期管理の徹底を図る。
 - イ. 業務成果の適正管理と有効活用を図るため、GIS情報の蓄積を推進する。
 - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。
3. 電子データ化した郡山市道路境界査定資料の、当協会GISによる一般公開を推進する。

<企 画 部>

1. 学識経験者等を講師とした社員・国民を対象とする講座を開催する。
2. 相談会の開催
 - ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
 - イ. 官公署等からの相談に対応する。
3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。
4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開
5. 官公署に対し講師を派遣する。
6. 公益目的事業に関する普及啓発活動